

ひとよし地域応援クーポン券 取扱店舗同意書

以下記載の全ての項目に同意する場合のみ、ひとよし地域応援クーポン券事業の取扱店舗の加盟店登録申請ならびに加盟店登録を受けることができます。

本同意書を熟読の上、申請・登録の有資格店舗であることを確認した後に、加盟店申請の手続きを行うようお願い申し上げます。又、取扱店舗として登録を受けた後も、同意事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。

1. 行政への協力

当店は、人吉市から委託を受けたひとよし地域応援クーポン券事務局（以下「事務局」という。）等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

2. 不正取引防止ならびに取扱店舗としての責任、情報提供等

- (1) 加盟店の参加登録資格の偽装や実態のない店舗ではありません。
- (2) ひとよし地域応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）の自己取引、架空取引、虚偽報告は行いません。
- (3) クーポン券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- (4) クーポン券を使用できない商品・サービスに対して、クーポン券での支払いを受け付けません。
- (5) 有効なクーポン券を提示した利用者に対し、クーポン券の受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン券利用者に不利となる差別的取扱いを行いません。取扱店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品等を定める場合、他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合、クーポン券の利用上限額を定める場合は、予め利用者が認識できるよう、陳列棚・チラシ等にその旨を明記します。
- (6) クーポン券事業の実施期間中は取扱店舗として事業に参加し、真に止むを得ない事情がない限り、自己都合による参加取消はいたしません。
- (7) クーポン券の使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。
- (8) クーポン券の取扱に対して、人吉市や事務局からの改善要請や停止・延長依頼があった場合は、それに従います。
- (9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・店舗ホームページ URL・業種等の情報の公開（「ひとよし地域応援クーポン券」公式ホームページへの掲載や人吉市・事務局が制作するチラシへの掲載）について同意します。

3. 反社会的勢力ではないことの表明・確約

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 上記(1)～(5)について、将来にわたっても該当しないことを確約します。

4. ひとよし地域応援クーポン券取扱店舗の加盟対象外となる店舗ではないことの表明・確約

当店は、以下の店舗に該当しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の許可・届出の対象となる営業のうち遊技場営業・性風俗関連特殊営業を営む店舗。
- (2) 「ひとよし地域応援クーポン券の利用対象にならない商品等」（取扱要領の 1. (4) 参照）に該当する商品等のみを取り扱う店舗。

5. ひとよし地域応援クーポン券取扱マニュアルの遵守

当店は、ひとよし地域応援クーポン券事業におけるひとよし地域応援クーポン券取扱マニュアルの内容を遵守します。

6. 個人情報の取扱について

当店は、人吉市からの同制度以外の目的による申請書類記載情報の利用について同意します。

7. 参加登録の取消

当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、人吉市又は事務局の指摘に適切に対応しない場合や取扱要領及び本同意書の同意内容に違反や虚偽があった場合、事務局により加盟登録が取り消されることに同意します。又、加盟登録が取り消された場合、クーポン券の無効措置ならびに既に受領済みの給付金全額（精算済みクーポン券相当額）について、返還することに同意します。